

作業基準仕様書

この仕様書は、作業の概要を示すものであるが、現地の状況に応じ軽微なものは本書に記載されない事項であって、甲が美観又は建物管理上必要と認めた作業を契約金額の範囲内で実施するものとする。

第 1 清掃作業

1 使用材料

本作業に使用する材料は、官給品とする。

2 作業工程

清掃作業の工程は、甲が定める別表の清掃作業基準表（以下「基準表」という。）に基づいて行うこと。

3 日常清掃

（1）塵払い

塵払いは、機械その他の設備のあるところは塵埃が飛散しないように入念に清掃し近くの備品その他に堆積した塵埃は、同時に取り除くこと。

（2）床掃除

ア 一般事務室の掃き掃除は、塵埃飛散防止のため、掃除機、フロアブラシ類を使用し、又、板張りの床は固く絞った水拭モップ等で拭き入念に掃除すること。

イ トイレ及びシャワー室の、ビニールタイルの床等は、固く絞った水拭モップ等で塵埃を除去し、乾いたモップで磨出しすること。

ウ セメントコンクリート舗床は、フロアブラシ類により掃き掃除の上、水拭きモップ等で水拭きのこと。

（3）壁窓スクリーン等

壁、窓等は、手の届く範囲で塵埃を払い必要な部分は、清水をもって雑布拭きを行った後、十分に水切り作業を行うこと。

（4）机、カウンター、サッシ（窓廻り）等

丁寧に塵払いを行った後、雑布拭きをすること。

（5）便所の汚物処理

女性便所の汚物は、容器から取り出し、袋に入れて捨て容器を掃除すること。

（6）便器、洗面器類の洗浄

便器、洗面器、汚水捨て器類は、丁寧に水洗いのうえ布拭きすること。

（7）流し台、湯沸かし器、洗台、清水をもって水拭きすること。

（8）使用食器等

使用した湯飲み等の食器類は洗浄剤をもって洗い水気を清潔な布でふき取り所定の場所に片付ける。

（9）畳床は、掃除機等により掃除のうえ、畳のしみ及び周辺の塵埃を掃除すること。

（10）金具の磨き

ドア金具、階段金具、その他手洗い所内の金具等は、乾布で磨き出しすること。

(1 1) 茶殻、煙草の吸い殻の処理

茶殻、煙草の吸い殻は、容器を洗浄し、毎日所定の箇所に処置すること。

ただし、煙草の吸い殻の処理にあたっては、火災防止に充分注意すること。

(1 2) 玄関マット掃除

外出入り口等に備付けてあるマットは、泥塵等を取り除き、更に洗浄のうえ乾燥後めくれ、波うち、よじれ等が起こらないよう備付けておくこと。

(1 3) ゴミの処理

各机のごみ箱等の処理は、可燃性のものと不燃化物とに分け、一括収容できるものに取りまとめの上、可燃性のものは収集場所まで搬出すること。

(1 4) 庁舎等周辺の美化

庁舎、駐車場周辺の塵は速やかに取除き花壇等に雑草が繁茂しないよう美化に努めること。

第2 注意事項

- 1 塵埃を飛散させぬよう特に注意すること。
- 2 通信及び電気機械器具の取り扱い及びこれの清掃作業に塵埃のかからぬよう特に注意すること。

3 清掃日時

区 分	清 掃 日	実施時間	備 考
日常清掃	土、日曜日、休日及び甲の指定する日を除く毎日	6:00～11:00	

※但し、ごみ収集日（指定曜日）は実施開始時期が早まることもありうる。